

議案第 8 号

霞ヶ浦町防災行政用無線局設置条例を廃止する条例の制定について

霞ヶ浦町防災行政用無線局設置条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

霞ヶ浦町防災行政用無線局設置条例を廃止する条例

霞ヶ浦町防災行政用無線局設置条例（昭和 5 9 年霞ヶ浦町条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

2 かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 0 号を削り、第 1 1 号を第 1 0 号とし、第 1 2 号から第 2 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。